

平成23年第1回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日 時 平成23年9月16日(金) 午前10時00分開始

2. 場 所 城陽市役所 第2会議室

3. 協議事項 別紙次第のとおり

4. 出席委員 別紙・城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿

5. 欠席委員 故倉委員

6. 事務局

小嶋福祉保健部長、植木福祉保健部次長、長村副専門監、金森福祉課長

津止障がい福祉係長、山形社会福祉係主事、桐障がい福祉係主事

西村障がい福祉係主事、谷口運営事務局員、内田専門部会長、岸見専門部会長

竹内専門部会長、山崎専門部会長、篠谷専門部会長

手話通訳士2名、要約筆記奉仕員2名

1. 開　　会

2. 委嘱書交付

市長より委員 19 名の方に委嘱書の交付

3. 市長挨拶

市長： このたび、皆様におかれましては、城陽市障がい者自立支援協議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また本日は、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は、城陽市の福祉行政にご支援、ご協力いただいていることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、障がい者福祉を取りまく状況でありますと、国においては国連の「障害者権利条約」の批准に向け、国内の障がい者に係る法律と諸制度の抜本的な見直しが進められているところです。去る 7 月には、この制度改革の皮切りとして「障害者基本法」が改正され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが明記されました。また、現行の障害者自立支援法についても「廃止」し、新たな法律を作り平成 25 年 8 月までに施行することが閣議決定されています。

城陽市におきましては、「障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現」という基本目標のもと、様々なとりくみを行ってまいりました。今後とも、国の動向を注視しながら、福祉サービスの低下を招かぬよう、努力していく所存です。

国の制度がめまぐるしく変化する中、障がい者の地域生活にとって相談支援はますます必要不可欠のものとなっていました。地域生活の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会が法的な根拠をもつこととなり、「城陽市障がい者自立支援協議会」が設立する運びとなったところです。

本年度は、平成 18 年 3 月に策定しました「城陽市障がい者計画」および「障がい福祉計画」の最終年度に当たり、平成 24 年度を初年度とする次期計画を策定し将来の障がい者施策の方向性を示す重要な節目の年となります。

本協議会が、障がい者のみならず家族や支援関係者さらには市民の温かい連携を築き、ひとりひとりが自分らしく地域で生き生きと生活できる社会づくりのためにご意見を重ね、協議を進めていただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

4. 委員の紹介

各委員から自己紹介

5 . 「城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱」について（事務局・福祉課長）

資料 No.1 にて説明

6 . 障がい者自立支援協議会の会長及び副会長の選出について

- ・会長については、委員の互選により関川委員に決定
- ・副会長については、会長の選任により鈴鹿委員に決定

7 . 関川会長より挨拶

障害者権利条約に基づき、国内法を整備している。1980 年の国際障害者年でも指摘されたことだが、障がい者を排除しようとする社会は弱くて脆い。当協議会においても、大切なことは、障がいの有無に係わらず、地域社会を、ひいては城陽市をどう作っていくか、である。皆様と障がい者が安心して自立した生活を送ることができるように、まちづくりの視点から、施策のありかたを考えていきたい。

8 . 議事

情報公開について（事務局・福祉課長）

「城陽市情報公開条例」の趣旨に基づいて協議会の協議内容については、原則公開とし、ホームページに掲載していきたい。

なお、特定の個人の情報が識別可能な場合や、法人その他団体に関する情報でその正当な利害を害する恐れがある情報を取り扱う場合は非公開とする。ホームページ掲載の内容確認については、会長に一任したい。

障がい者自立支援協議会について（事務局・障がい福祉係長）

障がいのある方が地域で暮らす上で、様々な課題があるが、現行の障害福祉サービスや社会資源をその課題の解決と適切に結びつけ、サービス管理、調整するため、推進役となる相談支援事業所の役割は大きい。しかし、その課題に充分に応えられるかと言えば、地域の福祉力や行政の施策の充実だけでは十分ではない。そこで、行政、相談支援事業所、サービス提供事業所、さらに雇用、教育、医療といった機関が「障がい者自立支援協議会」でのつながりを足がかりに、「障がいのある人が地域で安心して暮らせる街づくり」を考えていく。

障がい者自立支援協議会・専門部会の取り組みについて

サービス調整検討部会（サービス調整検討部会長より報告）

サービス調整検討部会では、城陽市がかかえる課題を取り上げ、事例検討を中心に必要な関係機関に参加していただき、月 1 回開催し、その課題について協議する。

第 1 回は、介護保険と障害者自立支援法のサービスの併用について、また城陽市内サー

ビス事業所の機能と役割について協議した。障害福祉サービスを利用しててきたが、年齢的に介護保険制度に移行するとき、介護保険サービスのみでは利用者のニーズに応えられない現状をあげ、年齢だけで介護保険のサービスに移行するのではなく、本人の状態や希望に視点を置いてサービス調整すること、介護保険と障害者自立支援法の制度を総合してサービス調整をする必要があること、事業所の機能と役割を明確化し、制度間で共有することを話し合い、制度の区分を越えて関係機関等が一堂に会した個別ケア会議を行い、ケースに応じたサービス調整を行っていくことが重要という意見がでた。こうした会議で協議する過程を経て、事業所の対象者支援の視点も広がり、市内の社会資源が効果的に活かされると考えられる。

第2回は高齢介護課と地域包括支援センターの参加により、介護保険関係者と意見交換した。今後はケアマネージャーと共に理解を深めていくことと、各制度の区分を超えてネットワークを構築し、市民の地域生活を支援する取り組みの充実の必要性を検討した。

第1回、第2回を開催する中で、関係機関が1つの事例で話し合うことにより共通理解が深まり、連携の一歩となったと考える。今後も検討すべき事例を取り上げ、ケースに応じたサービス調整を行うと共に、城陽市内の社会資源を効果的に活かすネットワークの構築となるよう開催していきたい。

地域支援部会（地域支援部会長より報告）

地域支援部会では、地域で生活する障がい者に係る様々なケースについて、共通して課題となっていることを切り口に、地域の課題を整理する。そして一人ひとりの障がい者が安心して地域生活を送ることが出来るよう支えていくシステム作りについて協議する。

第1回は、地域で安心して暮らせるために必要な支援、社会資源とは何か。障がい者の住宅の問題を、専門家の視点も含めて検討した。不動産、宅建業を営む城陽市民の方にも参加して頂き、障がい者が地域で暮らす為に必要不可欠な住宅問題の現状と課題、解決策を検討した。

第2回は、グループホーム（以下、GH）、ケアホーム（以下、CH）の実践について意見交換した。GH、CHの仕組みや職員体制などの課題、入所希望者数とGH、CHの事業所数に差があり、供給が必要に追い付いていない現状、及びGH、CHにおける実際の事例に基づくケース検討を行った。アドバイザーとして、近隣市町村で様々な形態のホームを運営している事業所の管理者に参加してもらった。

今後の方向性としては、福祉関係者のみではなく、様々な分野の専門家や広く一般市民の意見も聞いて、啓発にもつながるような運営をする。

就労部会（就労部会長より報告）

平成20年（2008年）～平成22年（2010年）の3年間、障がいのある人の就労についての調査・研究を目的とした「就労促進体制強化検討事業」を実施した。そこから見えてきた課題が2つある。まず、障がいのある人の就労保障とそれに関連する賃金保障、次に

労働能力の違いから発生する賃金額の差を補填する仕組みづくり。就労部会ではこの2つを柱として協議していく。

福祉的就労の課題としては、企業から依頼されても、単一の事業所が受け入れる仕事量のキャパシティを超えており受けることができないときがある。

今後の取り組みとしては、先進的な取り組みを行う事業所の調査、賃金アップの取り組みと事業所同士の連携、また、労働能力の差から発生する賃金の差額を補てんする支援のあり方について協議する。

聴覚言語障がい支援部会（聴覚言語障がい支援部会長より説明）

聴覚障がいは外見からその障がいがわかりづらいため、日常生活や職場で誤解や差別を受けることが多く、コミュニケーションがとれず孤立しがちである。他の障がい者の生活問題とは違ったコミュニケーションの問題があり、地域で安心して生活するため、必要な社会資源やネットワークを作りたい。

聴覚障がい支援部会では、まずは出席者により課題抽出を行う。障がい者の制度についての理解、市民への聴覚障がいの特性に対する理解と促進、関係機関のネットワークの必要性、聴覚障がいのある子どもへの支援について協議した。

今後の方針としては、災害時にコミュニケーションが取れないとき、聴覚障がい者を支援するための支援マップを作成することや、近隣の社会資源を見学に行き、支援者のスキルアップを図るなど、聴覚言語障がい支援部会として活動していく。

療育部会（療育部会長より報告）

療育部会では、主に乳幼児期や学齢期の支援（療育）にかかる城陽市の事業所が集まり、障がい児支援に対して、現状では何が課題となっているのかを共通認識する。そのうえで具体的な解決方策を協議し、城陽市の療育力、地域力の活性化のために活動する。

第1回は、日中活動の場を提供している事業所から、短い時間のなかで、できること、できない事を話し合い、その中で事業者が悩んでいる事、工夫している事など意見を出し合った。

第2回は、今後の部会について意見交換をした。学校、家族、事業所の連携により、本人に一貫した支援の提供を行う必要性が話題に出た。そのなかで、具体的にどのようにしたら連携がうまくいくのかなどがテーマとしてあがった。福祉の枠組みで、関係機関がそれぞれの役割を認識する事が、効率のよい連携につながる。今後は、具体的なケースの検討、研修の実施、施設見学の実施などの意見がでた。

今後の方針としては、関係機関の連携とそれぞれの役割の認識を主としたテーマとして置き、その上でネットワークの構築を目指す。そのための方法として、ケース事例を通しての議論や先進的な取り組みを行う施設の見学、療育に関する研修等の実施を行い、職員の研鑽としての場の機能も持ちながら、療育部会を進めていく。

<質疑・応答>

委 員：視覚障がいに係る部会はないのか。

事務局：障がい者団体には、事前に協議会の趣旨や部会設置等について、説明会を開いた。

専門部会はこれで固定というわけではない。まずはこの5つの専門部会ではじめ、必要に応じて部会運営方法などを検討する。

委 員：地域支援部会では、宅建業者が参画したことだが、一般市民が入ることはほしいことだと考える。今後も一般市民が参加できるかたちを作つてほしい。

委 員：全国的にも知的障がい者は増加している。昔の養護学校では職業につながるコースがあった。宇治支援学校では、知的障がい者に対して、どのような取り組みをしているのか。

委 員：宇治支援校には223人が通っている。高等部には3つのコースがあり、健康コース、地域コース、職業コースとある。職業コースにおいて、職業教育を行い、会社、作業所に実習に行き、卒業後の就職につなげられるようにしている。

委 員：京都市内で事業所を開いている。来年度から城陽市内でも事業所を開く。視覚障がい者は、移動支援から同行援護にサービスが移行する。利用者や事業所への説明は必要になるのではないか。

また、今後は介護保険施設との連携も重要。介護保険制度と自立支援制度の連携が不足しているので、市民にも制度をわかりやすく説明する必要がある。

事務局：同行援護については今後事業所への説明は必要。利用料の無料化など、城陽市は独自施策も実施する。

委 員：就労部会と療育部会には、保護者も入った方がいいのでは。

事務局：自立支援協議会は、相談支援事業の強化を第一の役割として考えている。また、市内事業所の力をつけていくことも重要であると考える。しかし、地域住民の意見はもちろんくみ取らなければいけない。専門部会で扱う課題に応じて、参加の方法など検討したい。当面は課題整理になるので、主に事業所が集まる形態で実施する。

会 長：後日、市への質問もできると考えてよいか。意見は文書にまとめて提出すればいいのでは。

事務局：質問は受け付ける。ただし、文書にまとめて提出していただきたい。

委 員：事業所へ通所している障がい者について、工賃はどれくらいになるのか。

会 長：具体的に、年金と工賃から利用料を引いた分はどれくらいなのか。

委 員：一般的な話になると、工賃の平均はひと月約10,000円～15,000円。障害年金1級

で約 82,000 円、障害年金 2 級で約 65,000 円。利用料は 8 ~ 9 割の方は無料、ただし昼食代はひと月約 10,000 円程度かかる。

たとえば障害年金 1 級の方では、手元に約 80,000 ~ 90,000 万円が残る計算になる。

最低生活費は 130,000 円となっているが、多いか少ないかは議論のあるところ。

城陽市障がい者計画骨子について報告（事務局・津止障がい福祉係長）

障害者自立支援制度の利用状況について報告（事務局・津止障がい福祉係長）

9 . 閉　　会

次回の障がい者自立支援協議会・全体会は、平成 24 年 2 月に開催予定